

地域医療構想の進め方

「地域医療構想の進め方について」(H30.2.7 医政地発0207第1号通知)より

1 公立病院(通知1(1)ア(ア))

- 「新公立病院改革プラン」を策定し、平成29年度中に調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・構想区域の医療需要や病床稼働率等を踏まえても、なお次の公立病院の役割を提供する事が
必要か、民間との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない機能に重点化されているかを
確認し、2025に向けた“具体的対応方針”を協議
 - ① 山間へき地などの過疎地等での医療提供
 - ② (救急・小児・周産期・災害・精神等)不採算・特殊部門の医療提供
 - ③ 民間では対応困難な高度・先進医療
 - ④ 医師派遣の拠点
 - ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、速やかに方針決定

2 公的医療機関(通知1(1)ア(イ))

- 「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・構想区域の医療需要や病床稼働率等を踏まえて、公的医療機関でなければ担えない分野に重
点化されているかを確認し、2025に向けた“具体的対応方針”を協議
 - ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、速やかに方針決定

南薩保健医療圏では…

厚労省通知前の調整会議で、対象の全医療機関がプランを説明。ただし「南さつま市立坊津病院」は
2025年における病床機能のあり方について「未定」として提示。
その際調整会議として説明内容に対する特段の意見なし。
今後は坊津病院を含む4医療機関が策定内容に変更が生じた都度、改めて協議を行うとともに、調
整会議としての対応方針を確認。

3 その他の医療機関のうち、機能等の大きな変更を行う者(通知1(1)ア(ウ))

- 構想区域で担うべき役割・機能を大きく変更する医療機関(開設者変更を含む)は“今後
の事業計画”を策定し、速やかに調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・2025年に向けた“対応方針”を協議
 - ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、方針決定

4 その他の全ての医療機関(通知1(1)ア(ウ))

平成30年度中に協議を開始する

- 遅くとも平成30年度末までに調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・2025年に向けた“対応方針”を協議
 - ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、方針決定

南薩保健医療圏では…

3については、該当医療機関の把握の都度、事業計画の策定と調整会議への出席(計
画の提示)を要請し協議する
4については全有床医療機関に「2025年に向けた計画」を実施。H30年度の調整会議
において結果を報告済
今後公立病院・公的医療機関の具体的対応方針について確定後、「すべての医療機
関」について調整会議において協議を行う予定

5 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応(通知1(1)ウ)

新たに病床を整備する予定の医療機関に対し、開設・増床の許可を待たず調整会議で次の事項の説明を要請

- ・新たな病床の整備計画と、将来の必要病床数との関係性
- ・新たな病床の機能と、構想区域の機能区分毎の将来の必要病床数との関係性
- ・当該医療機能を担う上での、雇用計画・設備整備計画の妥当性

南薩保健医療圏では…

該当医療機関を把握した段階で、調整会議への出席(申請内容の提示)を要請して協議。

なお、構想区域の将来の必要病床数への影響の程度も考慮し、地域の医療提供体制に影響を与える申請内容については出席対象とする。

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1)「特定機能病院(鹿大病院)」及び「地域医療支援病院(県内14病院)」の移転もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設等許可申請
- (2)各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転、もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設許可申請
- (3)その他 **200床以上の病床を有する中核的な医療機関の移転もしくは増床**に伴う開設等許可申請
- (4)特例診療所の病床設置に伴う届

6 休棟への対応(通知1(1)イ)

1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟を有する医療機関に調整会議への出席と説明を要請

(説明を求める事項)

- ・病棟を稼働していない理由
- ・当該病棟の今後の運用見通し計画

平成30年度病床機能報告(速報値)では

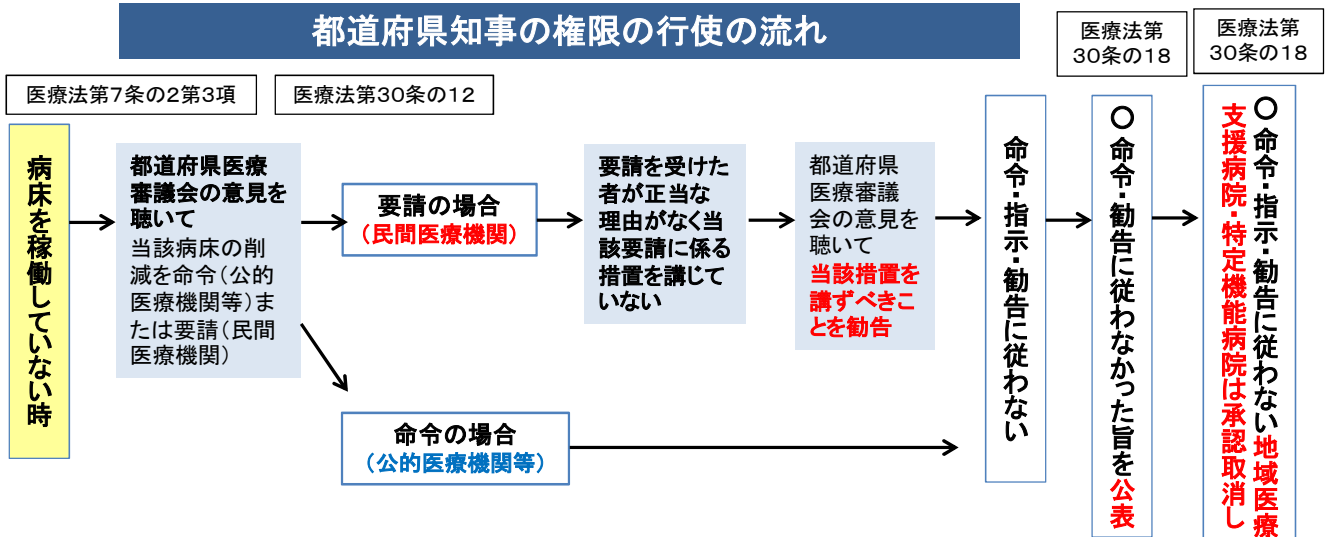
休棟中(再開予定): 2医療機関 26床
休棟中(廃止予定): 3医療機関 77床

南薩保健医療圏では…

病床機能報告で把握できるものに対し、調整会議への出席を要請して協議

※病床機能報告にはない休棟の存在について把握した場合は上記と同様に対応する

都道府県知事の権限の行使の流れ



病床が全て稼働していない病床を有する 医療機関への対応

1. 協議の必要性

地域の将来の医療提供体制のあるべき姿を協議するに当たっては、休床中の病床について、再稼働させ活用するのか、今後とも活用見込みはないのかなど、将来の医療需要の見通しに基づいて検討することが必要。

このためH30.2.7付け厚生労働省医政局地域計画課長通知においても「1年以上」「病棟単位」での非稼働病床を有する医療機関に対し、調整会議での説明（①非稼働理由、②今後の運用見通し）を求めて対応を協議することとされている。

2. 該当医療機関の状況

平成30年度病床機能報告(速報値)による把握状況

| 医療機関名 | 休棟病床数 | 今後の見込み |
|-------------|-------|--------|
| 指宿医療センター | 41 | 廃止予定 |
| 西田医院 | 18 | 廃止予定 |
| 北蘭産婦人科クリニック | 12 | 再開予定 |
| 田中ヘルスケア診療所 | 18 | 廃止予定 |
| 川平内科 | 14 | 再開予定 |